

带状疱疹ワクチン

定期接種のお知らせ

令和7年4月1日から予防接種法に基づく「定期接種」に位置付けられました。

接種時に**広島市内に住民登録**があり、次の①②のいずれかに該当する方

〔広島市から転出した場合、同封の接種券等は使用できません。予防接種の受け方については、転出先の自治体にご相談ください。〕

①令和8年度中に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる方

65歳	昭和36年4月2日 ~ 昭和37年4月1日生まれ
70歳	昭和31年4月2日 ~ 昭和32年4月1日生まれ
75歳	昭和26年4月2日 ~ 昭和27年4月1日生まれ
80歳	昭和21年4月2日 ~ 昭和22年4月1日生まれ
85歳	昭和16年4月2日 ~ 昭和17年4月1日生まれ
90歳	昭和11年4月2日 ~ 昭和12年4月1日生まれ
95歳	昭和6年4月2日 ~ 昭和7年4月1日生まれ
100歳	大正15年4月2日 ~ 昭和2年4月1日生まれ

※令和8年度から令和11年度までは、当該年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる方を対象とします。

※令和12年度以降は、接種時に65歳の方が対象となる予定です。

②60～64歳の方で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害を有し、その障害が身体障害者手帳1級相当である方

※接種の際、予防接種該当者確認書又は身体障害者手帳が必要です。

令和8年度
対象者

接種期間 令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで

▶組換えワクチン【シングリックス】

接種回数 : 2回	接種料金 : 18,100円 × 2回
-----------	---------------------

※2か月以上の間隔を置いて接種(接種期間内に2回目を完了するには、令和9年1月末までに接種を開始する必要があります。)

※既に一部の接種を任意接種として行っている場合は、残りの接種を定期接種として取扱います。接種歴が不明な方などは、かかりつけの医療機関等へお問い合わせください。

使用するワクチン

接種回数

接種料金

▶生ワクチン【ビケン】

接種回数 : 1回	接種料金 : 4,900円 × 1回
-----------	--------------------

広島市内又は安芸郡内の医療機関で接種を希望する場合

以下のものを持参して医療機関で接種を受けてください。

※予約が必要な場合があります。接種を受ける前に、希望する医療機関にお問い合わせください。

- 予防接種券、予診票（令和8年5月下旬を目途に表面の対象者①に送付予定）
- 住所、氏名、年齢(生年月日)が確認できるもの(マイナンバーカード、運転免許証等)
- 表面の対象者②に該当する方は、障害の程度が確認できる書類(身体障害者手帳等)
- 自己負担金(シングリックス:18,100円×2回、ビケン:4,900円×1回)

※生活保護世帯、市民税・所得割非課税世帯に属している方は自己負担金が免除されます。
(住民票上の世帯全員が市民税の所得割が非課税であることが条件)
自己負担金免除の方は以下の書類を接種時に医療機関に提示してください。

【生活保護世帯に属している方】

A：被保護者証明書(夜間・休日等受診用) ———— 空色

【市民税所得割非課税世帯に属している方】

B：市民税・県民税・森林環境税課税台帳記載事項証明書（世帯全員分）

※令和8年4月～5月に接種する場合は、前年度の証明書を使用してください。

C：介護保険料納入通知書（令和8年6月末時点で65歳以上の方に送付。記載されている所得段階が第1～第3段階で、令和8年8月以降の日付のもののみ使用可） ———— 薄い水色

※令和8年4月～5月に接種する場合は、前年度の通知書で代用できますが、令和8年6月～7月に接種する場合は、市民税・県民税・森林環境税課税台帳記載事項証明書を使用してください。

※定期接種のための再発行はできません。

D：後期高齢者医療資格確認書 ———— 有効期限が令和8年7月31日まで：橙色
有効期限が令和9年7月31日まで：紫色

※適用区分の欄に「区Ⅰ」または「区Ⅱ」の記載があるもののみ使用可。

自己負担限度額等の適用区分は、任意記載事項であるため、被保険者からの申請がない場合、記載がありません。任意記載事項の記載された資格確認書の交付を受けるには、お住まいの区福祉課へ申請が必要です。

資格確認書の有効期限をご確認ください。有効期限が切れた資格確認書は、使用できません。

E：社会福祉法人等利用者負担軽減確認証 ———— 空色

F：中国残留邦人等支援給付に係る本人確認証 ———— 白色

広島市内・安芸郡以外の医療機関で接種を希望する場合

事前に手続きが必要です。詳しくは各区保健センターにお問い合わせください。

- ・ 同封の予防接種券は、広島市内に住民登録をしている方のみ使用できます。
- ・ 接種期間外の接種にかかる費用は全額自己負担となります。その場合、健康被害が生じた際に、法に基づく救済を受けることができません。
- ・ 予防接種券のうち、(甲)は医療機関に提出し、(乙)は予防接種を受けたことを証明するものですので、大切に保管してください。
- ・ 定期接種の対象となるのは今年度限りで、以後は任意接種として取り扱われます。

【お問い合わせ先】

➤ 各区保健センター地域支えあい課 平日 8時30分～17時15分

〈電話番号〉	中：504-2528	南：250-4108	安佐南：831-4942	安芸：821-2809
	東：568-7729	西：294-6235	安佐北：819-0586	佐伯：943-9731

接種の 受け方

注意事項